

経済連携交渉の状況について (農林水産関係)

平成29年12月

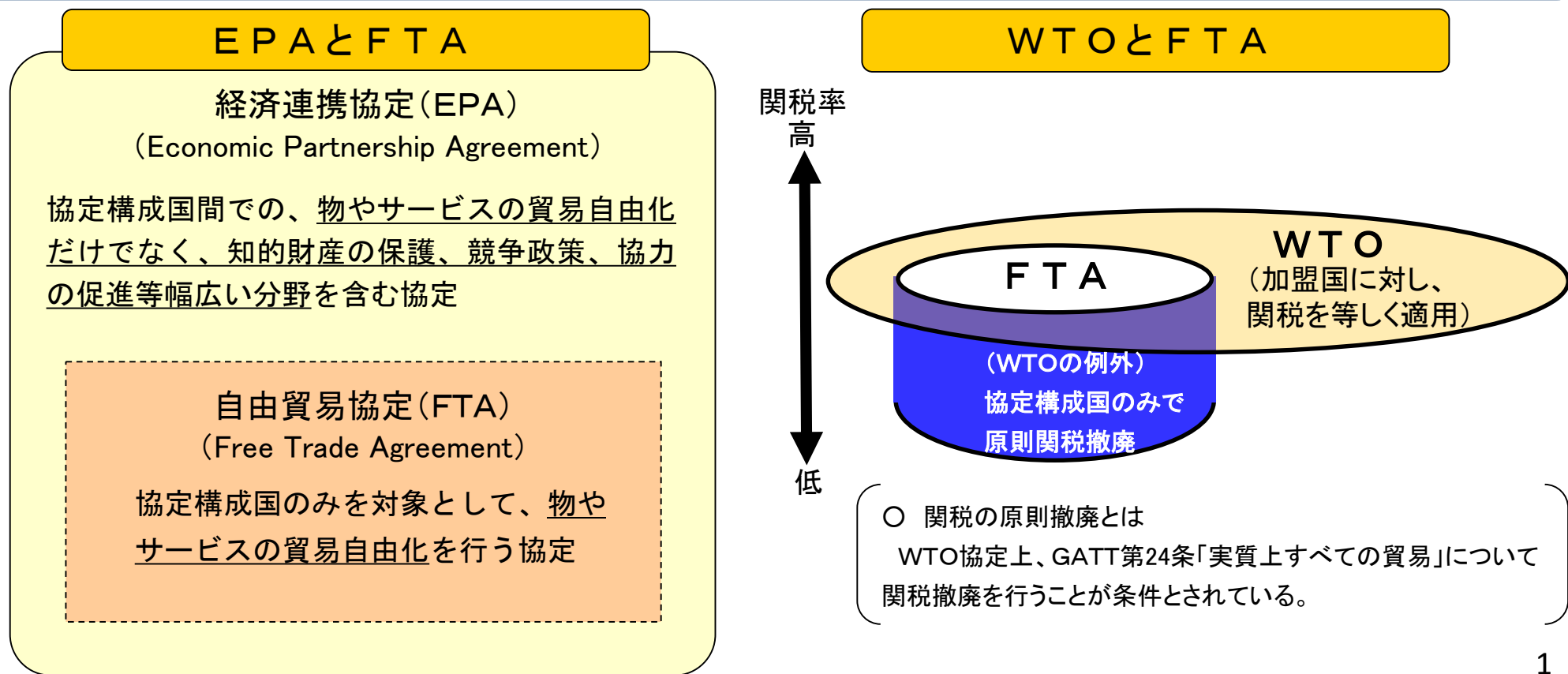
農林水産省 大臣官房国際部

目次

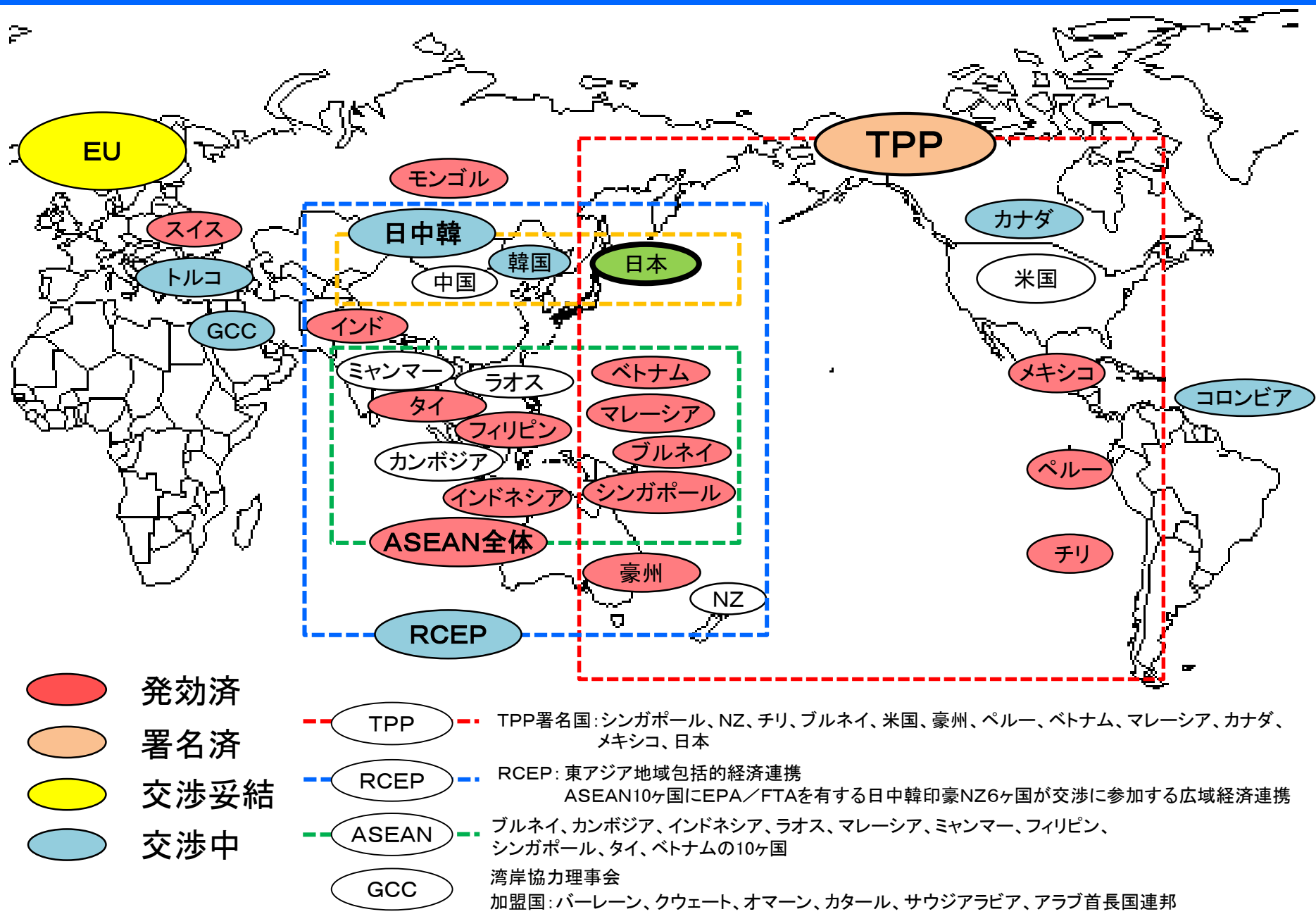
1	EPA／FTAとは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	EPA(経済連携協定)の現状	2～4
3	世界におけるEPA／FTAをめぐる状況	5
4	TPPについて	6～9
5	日EU・EPAについて	10～12
6	交渉中の各EPA等について	13～24
7	交渉中断中の各EPA等について	25～26
8	既結各EPA等について	27～41

1 EPA・FTAとは

- WTO(世界貿易機関)は世界164の国・地域が加盟し、貿易自由化(全ての加盟国に対して同じ関税を適用)を行っている機関である。
- これに対して、EPA(経済連携協定)・FTA(自由貿易協定)とは、二カ国間(又は数カ国間)で取り決めをするものである。
 - ・ FTAは二国間等で関税を相互に原則撤廃することを取り決める協定。
 - ・ EPAは関税の原則撤廃に加えて、知的財産の保護、競争政策、人の移動、技術協力などの幅広い分野含む協定。(※但し、最近はFTAも幅広い分野を含むものが増えており、EPAとFTAの違いは明確ではない。)



2 EPA(経済連携協定)の現状(全体像)



2 EPA(経済連携協定)の現状(交渉中等)

○ T P P11が2017年11月に大筋合意。
○ 日 E U ・ E P A交渉が2017年 7 月に大枠合意、同年12月に交渉妥結。

◆:交渉開始 ○:大枠合意 □:大筋合意 ●:交渉妥結

	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
T P P11															◆(5月~) □(11月)
E U											◆(4月~)				○(7月) ●(12月)
韓国 (注1)		◆(12月~)													
G C C (注2)				◆(9月~)											
カナダ											◆(11月~)				
コロンビア											◆(12月~)				
日中韓											◆(3月~)				
R C E P (注3)												◆(5月~)			
トルコ													◆(12月~)		
ASEAN全体 (AJCEP)										◆(10月~)					

(注1) 韓国とは、2004年11月以降交渉が中断。2010年5月の日韓首脳会談において、交渉再開に向けたハイレベルの事前協議を行うことで一致。これを受けて同年9月には交渉再開に向けた第1回局長級協議、2011年5月には第2回局長級協議を開催。

(注2) GCC(湾岸協力理事会)加盟国: バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦。GCCとの交渉は延期中。

(注3) RCEP: 東アジア地域包括的経済連携。ASEAN10か国にEPA/FTAを有する日中韓印豪NZ6か国が交渉に参加する広域経済連携。

2 EPA(経済連携協定)の現状(発効済・署名済)

○これまで20か国と16の経済連携協定(EPA)が発効済・署名済。

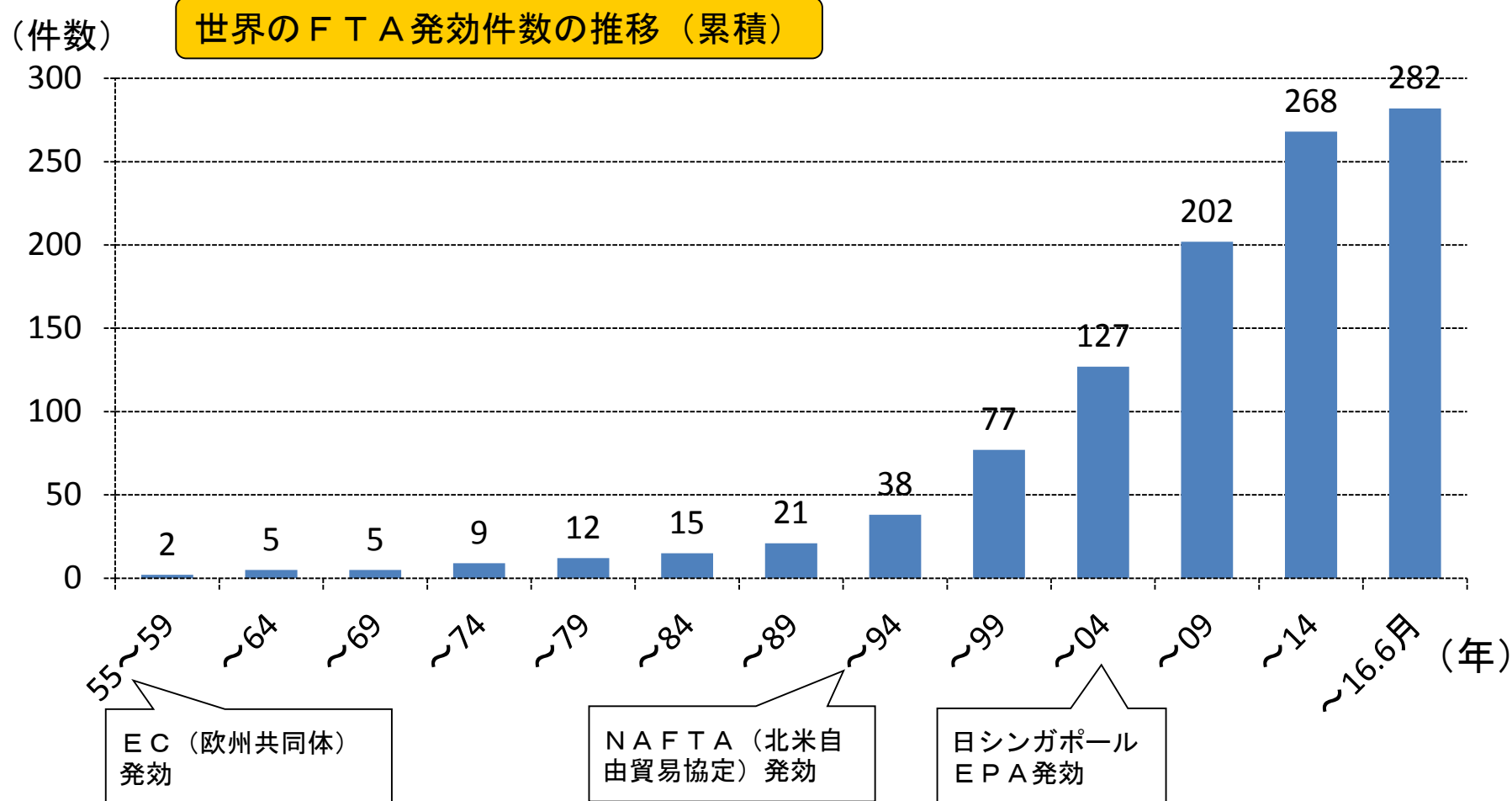
◆:交渉 ☆:署名 ★:発効 △:改正議定書署名 ▲:改正議定書発効

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
シンガポール	★(1月)	★(11月)				△(3月)	▲(9月)									
メキシコ		◆(11月~)	★(9月)	★(4月)						△(9月)	▲(4月)					
マレーシア		◆(1月~)		★(12月)	★(7月)											
チリ					◆(2月~)	★(3月)	★(9月)									
タイ		◆(2月~)				★(4月)	★(11月)									
インドネシア				◆(7月~)		★(8月)	★(7月)									
ブルネイ					◆(6月~)	★(6月)	★(7月)									
ASEAN全体 (AJCEP)(注)	《物品貿易等》			◆(6月~)		★(4月)	★(12月)									
						《サービス・投資》		◆(10月~)								
フィリピン		◆(2月~)		★(9月)			★(12月)									
スイス						◆(5月~)	★(2月)	★(9月)								
ベトナム						◆(1月~)	★(12月)	★(10月)								
インド						◆(1月~)			★(2月)	★(8月)						
ペルー								◆(5月~)	★(5月)	★(3月)						
豪州						◆(4月~)							★(7月)	★(1月)		
モンゴル											◆(6月~)		★(2月)	★(6月)		
TPP12												◆(7月~)		★(2月)		

(注) ASEAN全体とのEPAは、物品貿易等について、2008年12月に日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマー、2009年1月にブルネイ、同2月にマレーシア、同6月にタイ、同12月にカンボジア、2010年7月にフィリピンとの間で発効。また2010年10月より、サービス章・投資章について交渉開始し、2013年12月にルール部分において実質合意。残された技術的論点の調整や、サービス分野の市場アクセスについて現在交渉中。

3 世界におけるEPA・FTAをめぐる状況

- 世界のグローバル化が進んで、国と国との関係が密接になっており、多国間の協定（WTO）を補完するものとして、1990年代以降、EPA・FTAの数は急速に増加。
- EPA・FTAを締結する際のルールである「原則関税撤廃」とは、貿易額全体の概ね9割程度以上が関税撤廃されること。



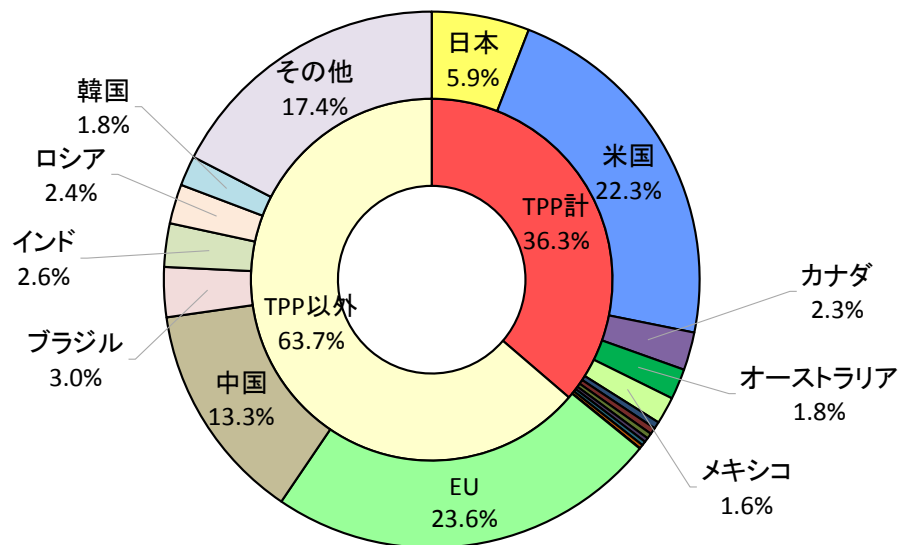
(注 「ジェトロ 世界貿易投資報告2016年版」(2017年2月13日現在)を基に作成。)

4 TPP協定について(意義と特徴)

2013年 7月 日本が交渉参加
2015年10月 アトランタでのTPP閣僚会合にて大筋合意
2016年 2月 オークランドでのTPP閣僚会合にて署名

- 21世紀のアジア太平洋にフェアでダイナミックな「一つの経済圏」を構築する試み。世界のGDPの約4割、人口の1割強を占める巨大な経済圏。
- 物品関税だけでなく、中小企業も含めたわが国企業の海外展開を促進するルール、約束を数多く実現する新たなルールを幅広い分野で構築。

○ TPP協定交渉参加国が世界のGDPに占める割合(2014年)



出典: World Economic Outlook Database April 2014より作成

○ サービス・投資等の主なルール

<投資>

- ・投資先の国が、投資企業に対し技術移転等を要求することを禁止

<貿易円滑化>

- ・急送貨物の迅速な税関手続を確保するため、「6時間以内の引取」を明記
- ・関税分類等に関する事前教示制度を義務付け

<知的財産>

- ・模倣・偽造品等に対する厳格な規律
- ・地理的表示の保護を規定

<原産地規則>

- ・原産地規則の完全累積制度の実現

4 TPP協定について(全体状況、主な品目の合意内容)

- 国内の農林水産業に悪影響を与えないよう粘り強く交渉を行い、農林水産物の約2割（18%）が関税撤廃の例外。（農林水産物の関税撤廃率は82%）
- 更に、合意内容を品目ごとにみても、重要5品目を中心に国家貿易制度や枠外税率の維持、関税割当やセーフガードの創設、長期の関税削減期間の確保等の有効な措置を獲得。

○ 各国の関税撤廃率(品目ベース)

国	全品目	農林水産物
日本	95%	82%
米国	100%	99%
カナダ	99%	95%
豪州	100%	100%
NZ	100%	100%
シンガポール	100%	100%
メキシコ	99%	97%
チリ	100%	98%
ペルー	99%	97%
マレーシア	100%	100%
ベトナム	100%	99%
ブルネイ	100%	100%

○ 主な品目の合意内容

品目	合意内容
米	• 現行の<u>国家貿易制度を維持</u>するとともに、<u>枠外税率(341円/kg)を維持</u>。 • その上で、既存のWTO枠(77万玄米トン)の外に、米国・豪州に対して、<u>SBS方式の国別枠を設定</u>。 米国： 5万実トン（当初3年維持）→ 7万実トン（13年目以降） 豪州： 0.6万実トン（当初3年維持）→ 0.84万実トン（13年目以降）
小麦	• 現行の<u>国家貿易制度を維持</u>するとともに、<u>枠外税率(55円/kg)を維持</u>。 • 既存のWTO枠に加え、米国(15万ト(7年目以降))、カナダ(5.3万ト(同))、豪州(5万ト(同))に<u>SBS方式の国別枠を設定</u>。 • マークアップを9年目までに45%削減。
粗糖・精製糖等	• 現行の糖価調整制度を維持。
牛肉	• 16年目に最終税率を9%とし、<u>関税撤廃を回避</u>(米国等の近年のFTAでは類例を見ない「関税撤廃の例外」を獲得)。 • 16年目までという<u>長期の関税削減期間を確保</u>。 • 輸入急増に対する<u>セーフガードを措置</u>(関税が9%となる16年目以降、4年間連続で発動されない場合にはセーフガードは終了)。
豚肉	• <u>差額関税制度を維持</u>するとともに、<u>分岐点価格(524円/kg)を維持</u>。 • 10年目までという<u>長期の関税削減期間を確保</u>(従量税50円/kgは近年の平均課税額23円/kgの約2倍に相当し、従価税(4.3%)は撤廃)。 • 11年目までの間、輸入急増に対する<u>セーフガードを措置</u>。
脱脂粉乳 バター	• <u>枠外税率の関税削減・撤廃は行わず、現行の国家貿易制度を維持するとともに、国家貿易でないTPP枠を設定</u>。(生乳換算で6万t(当初)→ 7万t(6年目以降)) (最近の追加輸入量の範囲内で設定)

4 TPP協定について(日本産農林水産物・食品の輸出)

- 牛肉、水産物など、我が国の農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全てで関税撤廃を獲得。
- 対世界輸出額の約3割を占める重要な市場であるTPP諸国で、更なる輸出拡大が期待。

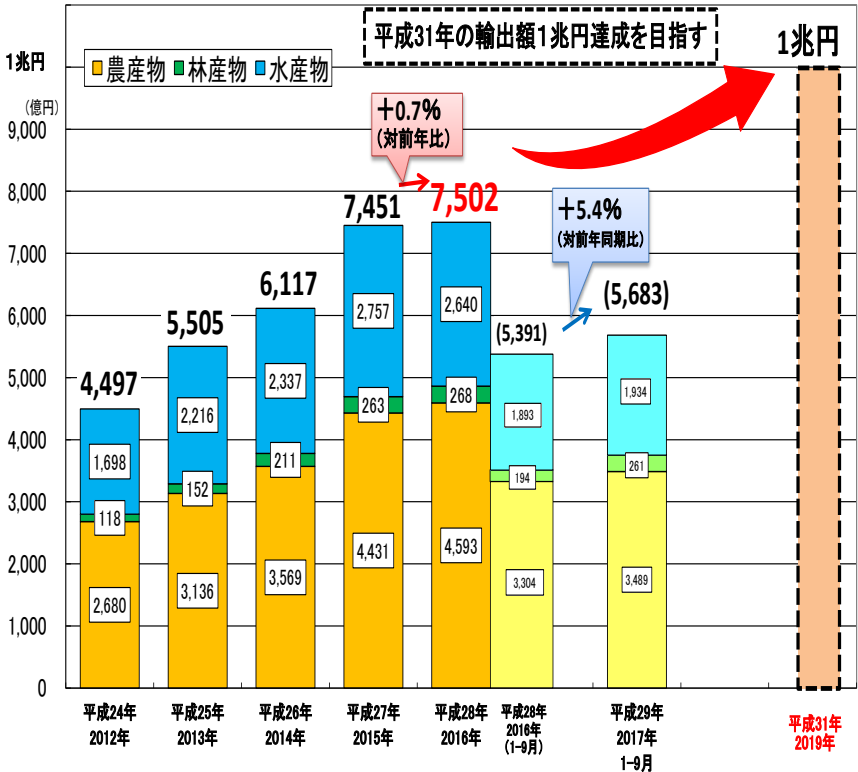
○主要品目の対日関税の交渉結果

品目	国	市場アクセス	
		現行[EPA税率]	交渉結果
コメ	米国	1.4セント/kg	5年目撤廃
牛肉	米国	枠外26.4% 枠内(200トン、4.4セント/kg)	15年目撤廃 (無税枠:3,000トン(1年目) →6,250トン(14年目))
	カナダ	26.5%	6年目撤廃
	メキシコ	枠外20~25% 枠内[6,000トン、2.0~2.5%]	10年目撤廃
ブリ・サバ・サンマ	ベトナム	18%	即時撤廃
味噌	米国	6.4%	5年目撤廃
	ベトナム	20%	5年目撤廃
醤油	米国	3%	5年目撤廃
	ベトナム	30%[16.4%]	6年目撤廃
りんご	ベトナム	15%[7.3%]	3年目撤廃
なし	米国	無税又は0.3セント/kg	即時撤廃
	カナダ	無税又は2.81セント/kg (ただし10.5%以上)	即時撤廃
茶	ベトナム	40%[22.5%]	4年目撤廃
チョコレート	米国	2%~(52.8セント/kg+ 8.5%)	即時~20年目撤廃
	ベトナム	13~25%	5~7年目撤廃
切り花	米国	3.2%~6.8%	即時撤廃
	カナダ	無税~16%	即時撤廃

○ 農林水産物の輸出の重点品目

水産物、加工食品、コメ・コメ加工品、林産物、花き、
青果物、牛肉、茶

○ 農林水産物・食品の輸出額の推移



4 TPP協定について(TPP発効に向けた取組)

- トランプ米国大統領は、平成29年1月にTPPの締約国となる意図がないことをTPP署名国に通知。
- これを受けて、米国を除くTPP署名11か国において、TPPの早期発効を追求し、その取組の一環として、平成29年11月に「TPP11」の大筋合意。
- 「TPP11」をできるだけ早期に署名・発効させるとともに、米国に対しTPP復帰を働きかけていく考え。

○ TPP11の条文

第1条 TPP協定の組込み(incorporation)

第2条 特定の規定の適用の停止(凍結)
※ ISDS関連規定、知的財産(例えば生物製剤データ保護期間)等

第3条 効力発生(6か国の締結完了)

第4条 脱退

第5条 加入

第6条 本協定の見直し(review)

第7条 正文(英、仏、西)

○ 物品市場アクセス

物品市場アクセスの内容は「TPP12」と同じ。
※コメなど、米国への国別の関税割当枠は不適用。
※輸出重点品目の全てで関税撤廃。

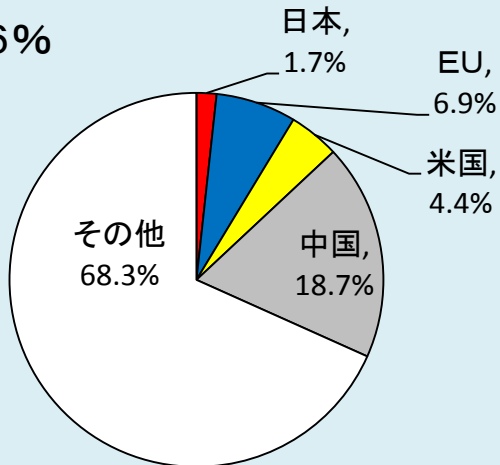
○ 第6条 見直し条項

TPP12の発効が見込まれる場合又は見込まれない場合に、いずれかの締約国の要請があったときは、TPP11協定の改正等を考慮するため、この協定の見直しを行う。

5 日EU・EPAについて(意義と特徴)

- 日EU・EPAは、平成25年4月から交渉を開始、平成29年7月に大枠合意、同年12月8日に両首脳間で交渉妥結を確認。
- EUは我が国にとって、民主主義、法の支配、基本的人権といった基本的価値を共有する重要なグローバルパートナー。また、EUは総人口約5億人、世界のGDPの約22%、我が国にとっての主要貿易・投資相手。

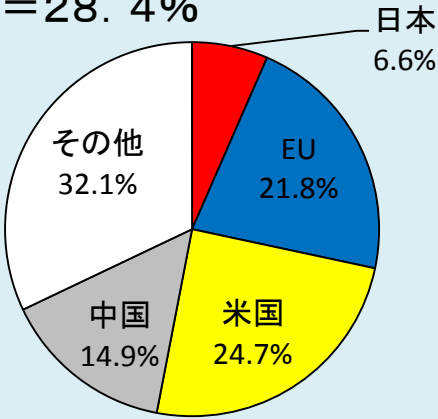
【人口(2015年)】
日本+EU=8.6%



	人口 (2015年、百万人)	シェア (%)
日本	127	1.7%
EU	510	6.9%
米国	321	4.4%
中国	1,371	18.7%
その他	5,017	68.3%
世界計	7,347	-

出典: World Bank, World Development Indicators, April 2017

【GDP(2016年)】
日本+EU=28.4%



	GDP (2016年、10億ドル)	シェア (%)
日本	4,939	6.6%
EU	16,408	21.8%
米国	18,569	24.7%
中国	11,218	14.9%
その他	24,144	32.1%
世界計	75,278	-

出典: IMF, World Economic Outlook Database, April 2017

5 日EU・EPAについて(全体状況、主な品目の合意内容)

○ 農林水産物の輸入に関し、米について「除外」を確保したほか、麦・乳製品の国家貿易制度、砂糖の糖価調整制度、豚肉の差額関税制度といった基本制度の維持、関税割当やセーフガードなどの有効な措置を獲得。

○ 主な品目の合意内容(輸入)

品目	合意内容
米	・ 関税削減・撤廃等からの「除外」を確保。
麦	・ 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率（小麦：55円/kg、大麦：39円/kg）を維持。 ・ ごく少量の関税割当枠（小麦：200トン→270トン（7年目）、大麦：30トン（即時））を設定（国家貿易・SBS方式）。
砂糖	・ 現行の糖価調整制度（輸入品と国産品の価格調整を通じて国内生産の安定を図るための制度）を維持。 ・ 粗糖、精製糖については、少量の新商品開発のための試験輸入枠（500トン。無税・無調整金）を設定。
豚肉	・ 差額関税制度を維持（分岐点価格（524円/kg）を維持）。 ・ 長期の関税削減期間（10年）と輸入急増に対するセーフガードを確保。
牛肉	・ 関税削減で16年目に9%とし、輸入急増に対するセーフガードを確保。
脱脂粉乳・バター等	・ 脱脂粉乳・バター等について国家貿易を維持した上で、民間貿易による関税割当枠を設定。数量は、最近の追加輸入量の範囲内（12,857トン→15,000トン（6年目、生乳換算））。

品目	合意内容
チーズ	・ ソフト系チーズについては、TPPで関税撤廃や関税削減となったものも含めた、横断的な関税割当（枠内税率は段階的に引き下げ、16年目に無税）とし、枠数量は、国内消費の動向を考慮し、国産の生産拡大と両立できる範囲に留めた（2万トン（初年度）→3万1千トン（16年目））。 TPPでの合意内容 ・ シュレッドチーズ、おろし・粉チーズ（プロセスチーズ）：関税撤廃 ・ 熟成ソフトチーズ（カマンベール等）：関税維持 ・ 一部のフレッシュチーズ（モッツアレラ等）：関税維持 ・ ブルーチーズ：関税削減 ・ プロセスチーズ：関税割当 EUとの合意内容 横断的な関税割当 ・ 主に原材料として使われる熟成ハード系チーズ（チェダー、ゴーダ等）やクリームチーズ（乳脂肪45%未満）等については、TPPと同様、関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保（16年目に撤廃）。
パスタ、チョコレート菓子等の加工品	・ パスタ（マカロニ、スパゲッティ）、チョコレート菓子等の加工品については関税撤廃するものの、長期の撤廃期間を確保（パスタ、チョコレート菓子、キャンディーは11年目、ビスケットは6～11年目に、それぞれ撤廃）。
林産物	・ 構造用集成材、SPF製材等の林産物10品目については、関税撤廃するものの、即時撤廃を回避し、一定の撤廃期間を確保した上で税率は段階的に引き下げ、8年目に無税。

5 日EU・EPAについて(日本産農林水産物・食品の輸出)

- 牛肉、茶、水産物などの輸出重点品目を含め、ほぼすべての品目で関税撤廃を獲得(ほとんどが即時撤廃)。
- EU5億人の市場に向けた我が国農林水産物の輸出促進に向けた環境を整備。

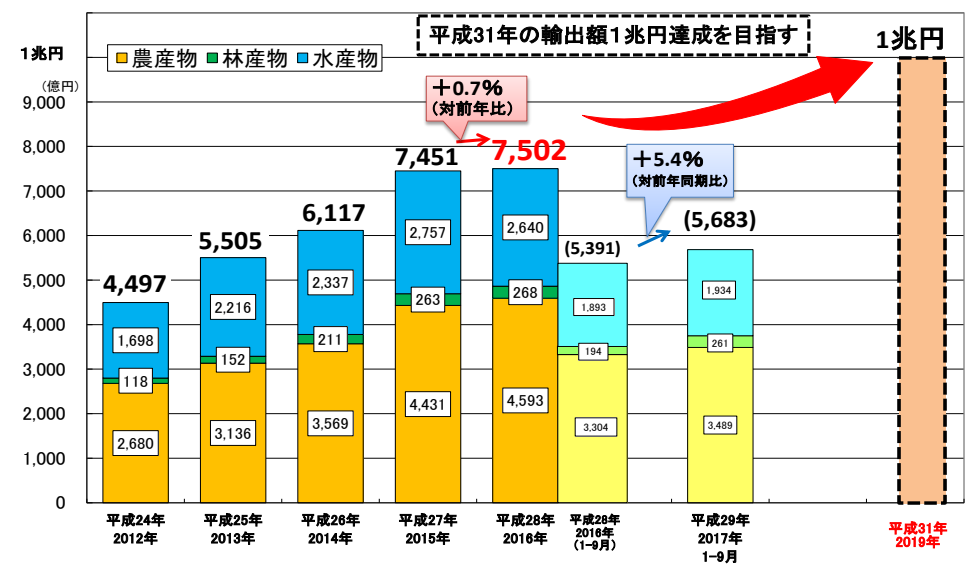
○ 主な品目の合意内容(輸出)

品目	現行関税	合意内容
醤油等調味料	7.7% (醤油)	即時撤廃
ほたて貝	8 % (冷凍)	関税撤廃 (8年目)
緑茶	3.2% (3kg以下の小口用)	即時撤廃
牛肉	12.8% + 141.4～304.1€/100kg	即時撤廃
花き	6.5%、8.3% (植木・盆栽・鉢もの)、8.5%、10% (切り花)	即時撤廃
ぶり	15% (冷凍フィレ)	即時撤廃
青果物	12.8% (かんきつ (ゆず等)) 9.5€/100kg (ながいも)	即時撤廃
林産物	6 %～10% (合板等)	即時撤廃
豚肉※	46.7～86.9€/100kg	即時撤廃
鶏肉※	6.4%、18.7～102.4€/100kg	即時撤廃
鶏卵※ (粉卵等含む)	16.7～142.3€/100kg	即時撤廃
乳製品※	118.8€/100kg 等 (脱脂粉乳) 189.6€/100kg 等 (バター)	即時撤廃

○ 農林水産物の輸出の重点品目

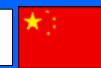
水産物(ホタテ、ブリ)、牛肉、調味料、日本特有の食材(ゆず、わさび等)、コメ、緑茶、アルコール飲料、花き

○ 農林水産物・食品の輸出額の推移



(注1) コメは相互に「除外」 (注2) ※は、現在、輸出解禁に向け協議中の品目

6(1) 東アジア地域包括的経済連携(RCEP)について



1. これまでの経緯

ORCEPとは、既にASEANと「個々」にEPA／FTAを有する日中韓印豪NZ6カ国が1つのEPAを目指すもの。毎年1回以上の閣僚会議を開催。2016年9月のASEAN関連首脳会議において、RCEP交渉の迅速な妥結に向けて、協調的な方法で更に交渉を強化することとされた。

2011年11月：ASEAN首脳会議は、地域包括的経済連携枠組み(RCEP)を採択。

2012年8月：ASEAN諸国とFTAパートナー諸国の経済大臣会合が開催され、「RCEP交渉の基本指針及び目的」を採択。

2012年11月：ASEAN関連首脳会議において、「基本指針」を承認し、RCEP交渉立上げを宣言。2013年早期の交渉開始で合意。

2013年5月：第1回交渉会合(於：ブルネイ)を開催。

8月：第1回閣僚会合(於：ブルネイ)を開催。

9月：第2回交渉会合(於：豪州)を開催。

2014年：第3～6回交渉会合を開催。

8月：第2回閣僚会合(於：ミャンマー)を開催。

2015年：第7～10回交渉会合を開催。

8月：第3回閣僚会合(於：マレーシア)を開催。

11月：ASEAN関連首脳会議(於：マレーシア)を開催。

2016年：第11～16回交渉会合を開催。

8月：第4回閣僚会合(於：ラオス)を開催。

9月：ASEAN関連首脳会議(於：ラオス)において、RCEP首脳共同声明を发出。

11月：中間閣僚会合(於：フィリピン)を開催。

2017年：第17回～20回交渉会合を開催。

5月：中間閣僚会合(於：ベトナム)を開催。

9月：第5回閣僚会合(於：フィリピン)を開催。

11月：閣僚会合(於：フィリピン)を開催。

RCEP首脳会議(於：フィリピン)において、「RCEP交渉の首脳による共同声明」を发出。

2. 「RCEP交渉の基本指針及び目的」 (2012年11月首脳会合)のポイント

○ 交渉の原則(抄)

参加国の個別のかつ多様な事情を認識しつつ、既存のASEAN+1FTAよりも相当程度改善した、より広く、深い約束がなされる。

○ 物品貿易

交渉は参加国の既存の自由化レベルを基礎として、(中略)高いレベルの関税自由化の達成を目指す。

3. 「RCEP交渉の首脳による共同声明」 (2017年11月首脳会議) (抄)

閣僚と交渉官が、RCEP交渉の妥結に向けて2018年に一層努力することを指示する。

4. 今後の予定

調整中

5. ASEANと各国FTA

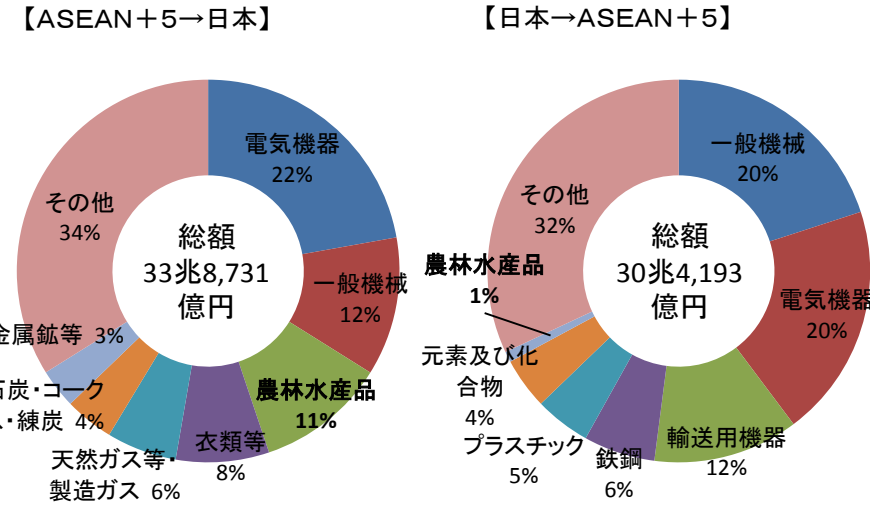
発効済：AFTA(ASEAN自由貿易地域：ASEAN10カ国)、日本、中国、韓国、インド、豪州、NZ

交渉中：EU、香港

事前協議：GCC(湾岸協力理事会：ペルシャ湾岸6カ国)、パキスタン

6(1) 我が国とASEAN+5(中韓豪NZ印)との農林水産品貿易

日・ASEAN+5間の貿易状況(2016)



ASEAN+5の対世界輸出状況(2013)

品目	輸出額 (百万ドル)	シェア(%) (農産品に対する割合)
パーム油	28,744	10.5
天然ゴム	19,368	7.1
米	15,601	5.7
調製食料品	12,560	4.6
牛肉	12,273	4.5
総額	273,850	100

ASEAN+5の主な農産品生産(2013)

品目	ASEAN+5	(参考) 日本
さとうきび	69,005	119
米	59,267	1,076
とうもろこし	28,235	0.02
小麦	23,976	81
パーム油	22,925	-

資料:財務省「貿易統計」、FAO「FAOSTAT」

日本とASEAN+5との主な輸出入農林水産品(2016)

【ASEAN+5→日本】

	品目	関税率(%)	輸入額(億円)	輸入量
1	鶏肉調製品	無税~21.3%	2,090	42万トン
2	牛肉	38.5%	1,679	29万トン
3	生鮮・乾燥果実	無税~32%	1,550	107万トン
4	えび(活・生鮮・冷蔵・冷凍)	1%~4.8%	1,427	12万トン
5	木材チップ	無税	1,255	661万トン
	合計		37,059	

【日本→ASEAN+5】

	品目	関税率*	輸出額(億円)
1	ホタテ貝(生鮮・冷蔵・冷凍・塩蔵・乾燥)	無税~14%	357
2	アルコール飲料	15%~30%	169
3	ソース混合調味料	8%	99
4	さば(生鮮・冷蔵・冷凍)	無税~5%	81
5	丸太	無税	77
	合計		2,739

* 関税率については、主要な輸出先国の関税率を記載

出典:財務省貿易統計

6(2) 日中韓FTAについて



1. これまでの経緯

2003年～2009年：民間共同研究を実施。
2009年10月：日中韓サミットにおいて、産官学共同研究の立上げを目指すことで一致。
2010年～11年：全7回のFTA産官学共同研究を実施。
2012年5月：日中韓サミットにおいて、年内の交渉開始につき一致。
2012年6月～9月：交渉開始に向けた準備のため、3回の事務レベル協議を開催し、実務的な調整を終了。
2012年11月：ASEAN関連首脳会議の際に、交渉の立上げを宣言。
2013年3月：第1回交渉会合を開催。
2013年7月：第2回交渉会合を開催。
2013年11月：第3回交渉会合を開催。
2014年3月：第4回交渉会合を開催。
2014年9月：第5回交渉会合を開催。
2015年1月：第6回交渉会合（首席代表会合）を開催。
2015年5月：第7回交渉会合（首席代表会合）を開催。
2015年9月：第8回交渉会合（首席代表会合）を開催。
2016年1月：第9回交渉会合（首席代表会合）を開催。
2016年6月：第10回交渉会合（首席代表会合）を開催。
2017年1月：第11回交渉会合（首席代表・局長／局次長会合）
2017年4月：第12回交渉会合を開催。

2. 「日中韓FTA産官学共同研究報告書」のポイント

- 包括的かつ高いレベルのFTAを目指す
- WTOルールと整合的である
- バランスのとれた成果とウィン・ウィン・ウィンの状況を目指す
- 各国のセンシティブ分野にしかるべく配慮しつつ、建設的かつ積極的に交渉を行う

3. 今後の予定

- 次回(第13回)会合を調整中(於:韓国)。

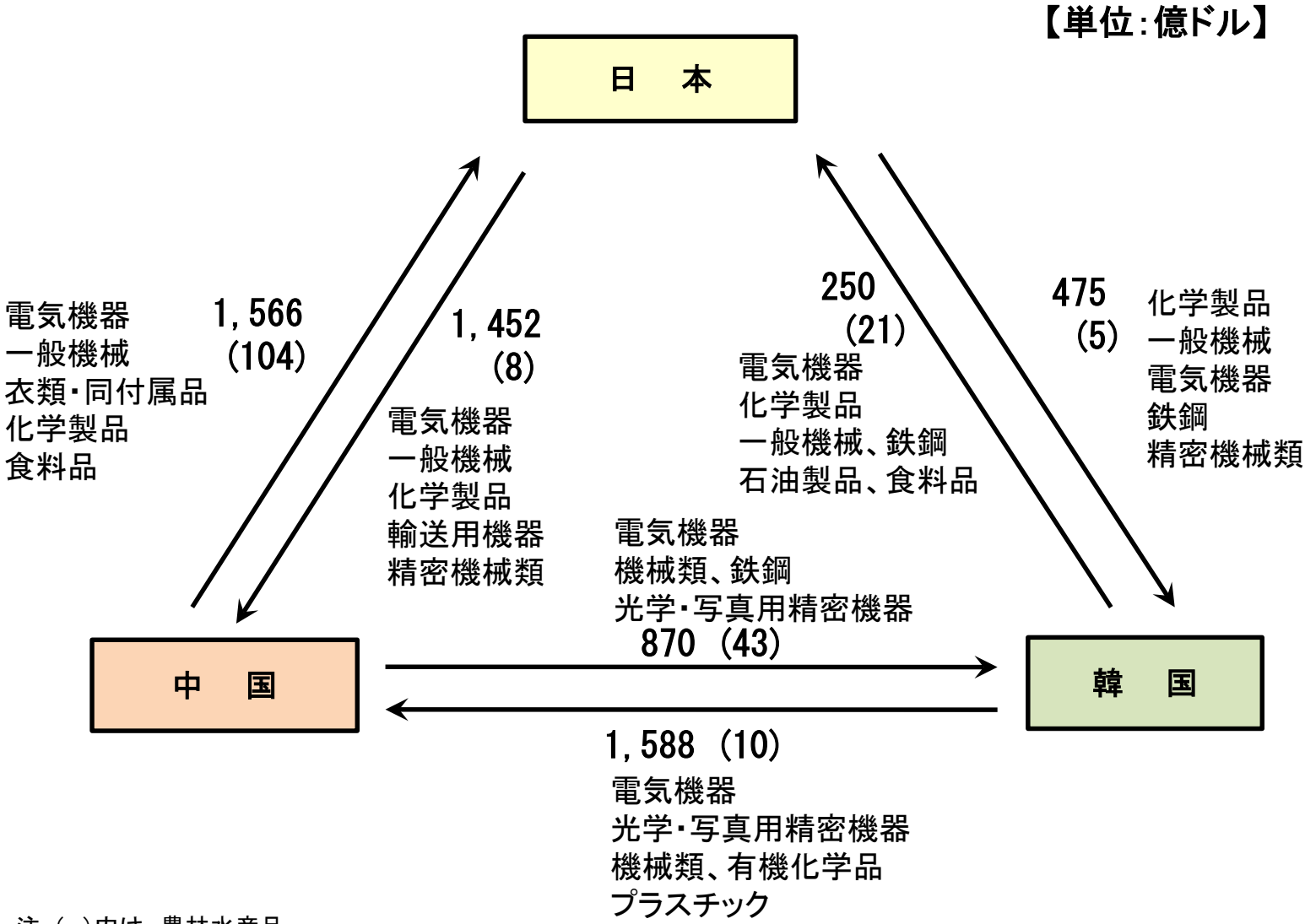
4. a. 中国と各国のFTA

発効済: APTA(アジア太平洋貿易協定: 中国、韓国、バングラデシュ、インド、ラオス、スリランカ、モンゴル)、香港、マカオ、台湾、ASEAN、シンガポール、パキスタン、NZ、コスタリカ、チリ、ペルー、アイスランド、スイス、韓国、豪州
交渉中: RCEP、日中韓、ノルウェー(中断)、GCC、スリランカ、モルディブ、ジョージア、ネパール、SACU

4. b. 韓国と各国のFTA

発効済: APTA(アジア太平洋貿易協定: 中国、韓国、バングラデシュ、インド、ラオス、スリランカ、モンゴル)、チリ、シンガポール、EFTA(欧州自由貿易連合)、ASEAN、米国、インド、EU、ペルー、トルコ、豪州、カナダ、中国、NZ、ベトナム、コロンビア
交渉中: 日本、メキシコ、GCC(湾岸協力理事会)、日中韓、インドネシア、RCEP、中米、イスラエル

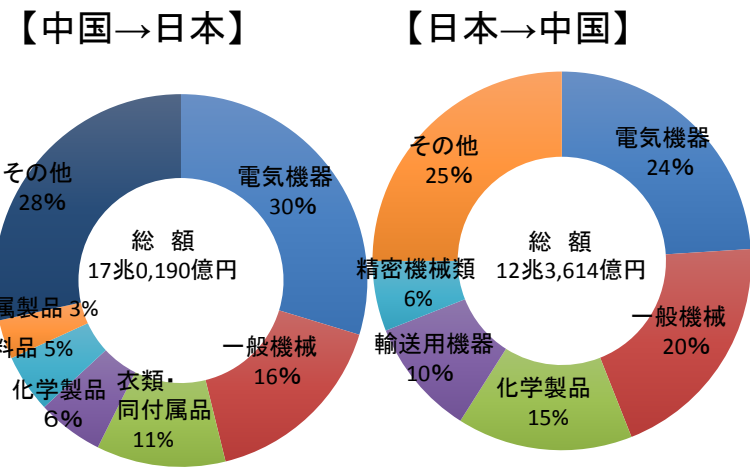
6(2) 日中韓三国の貿易状況(2016年)



注: ()内は、農林水産品
資料: Global Trade Atlas(日本との貿易品目のみ貿易統計)

6(2) 我が国と中国との農林水産品貿易

日・中国間の貿易状況(2016)



中国の対世界輸出状況(2013)

品 目	輸出額 (百万ドル)	シェア (%)
にんにく	1,398	3.2
鶏肉缶詰	1,332	2.9
茶	1,313	2.6
家禽肉(生鮮)	1,169	2.4
リンゴ	1,078	2.3
農林水産品合計	57,541	100

中国の主な農産品生産(2013)

品 目	(単位: 万トン)	
	中 国	(参考) 日本
とうもろこし	21,862	0.02
コメ	20,520	1,076
サトウキビ	12,873	119
小麦	12,193	81
ばれいしょ	9,599	241

資料: 財務省「貿易統計」、FAO「FAOSTAT」

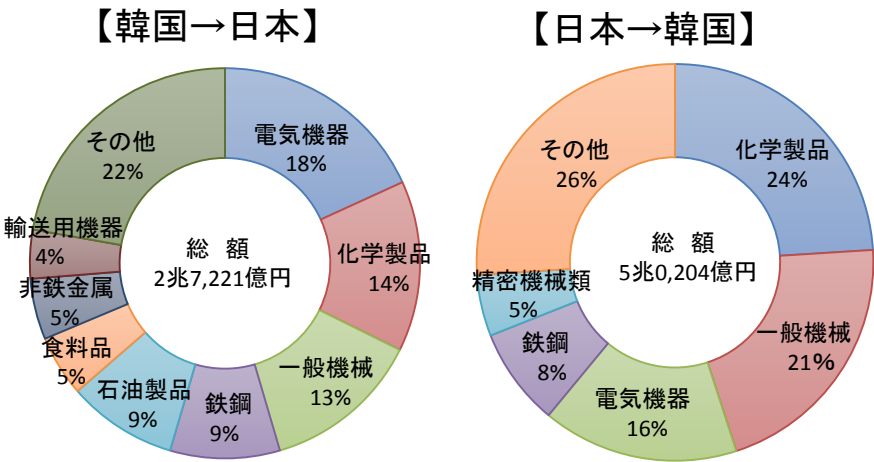
日本と中国との主な輸出入農林水産品(2016)

【中国→日本】				
	品 目	関税率(%)	輸入額(億円)	輸入量
1	冷凍野菜 (さといも等)	6~12%	794	41万トン
2	鶏肉調製品	無税~21.3%	755	16万トン
3	大豆油粕 (調製飼料用)	無税	493	114万トン
4	生鮮野菜 (たまねぎ等)	無税~8.5%	409	49万トン
5	乾燥野菜 (しいたけ等)	9円/kg, 9%~12.8%	307	3.6万トン
	合計		11,642	

【日本→中国】			
	品 目	関税率(%)	輸出額(億円)
1	ホタテ貝 (生・蔵・凍・塩・乾)	無税~14%	286
2	丸太	無税	56
3	植木等	無税~15%	45
4	播種用の種等 (野菜の種等)	無税	29
5	アルコール飲料	無税~65%	27
	合計		899

6(2) 我が国と韓国との農林水産品貿易

日・韓国間の貿易状況(2016)



韓国の対世界輸出状況(2013)

品目	輸出額 (百万ドル)	シェア (%)
加糖調製食料品等	1,023	19.8
たばこ	525	10.2
ノンアルコール飲料	310	6.0
インスタントコーヒー	209	4.0
精製糖	203	3.9

韓国の主な農産品生産(2013)

(単位：万トン)

品目	韓国	(参考)日本
コメ(粳)	563	1,076
キャベツ類	243	236
タマネギ	129	107
豚肉	101	131
鶏肉	62	145

資料：財務省「貿易統計」、FAO「FAOSTAT」

日本と韓国との主な輸出農林水産品(2016)

【韓国→日本】

	品 目	関税率(%)	輸入額(億円)	輸入量
1	たばこ	無税～16%	423	1.07万トン
2	アルコール飲料	無税,16%, 42.4円/ℓ	260	23万ℓ
3	かつお・まぐろ類	3.5%	204	2.4万トン
4	生鮮野菜 (ジャンボピーマン等)	3～8.5%	125	3.8万トン
5	加糖調整食料品(甘 味料等)	23.8～29.8%	124	14万トン
	合計		2,277	

【日本→韓国】

	品 目	関税率(%)	輸出額(億円)
1	アルコール飲料	15%, 20%, 30%	76
2	ホタテ貝	20%	35
3	ソース混合調味料	8%	29
4	たい	10%, 20%	23
5	丸太	無税	19
	合計		511

6(3) 日コロンビアEPAについて



1. これまでの経緯

2011年9月 : 日コロンビア首脳会談において、
EPAに関する共同研究開始を決定。

2011年11月
～2012年5月 : 共同研究会合を全3回開催。

2012年7月 : 共同研究報告書の公表。

2012年9月 : 日コロンビア首脳会談において、
日コロンビアEPA交渉開始に合意。

2012年12月 : 第1回交渉会合を開催。

2013年5月 : 第2回交渉会合を開催。

2013年10月 : 第3回交渉会合を開催。

2014年2月 : 第4回交渉会合を開催。

2014年5月 : 第5回交渉会合を開催。

2014年7月 : 第6回交渉会合を開催。

2014年9月 : 第7回交渉会合を開催。

2014年10月 : 第8回交渉会合を開催。

2014年12月 : 第9回交渉会合を開催。

2015年3月 : 第10回交渉会合を開催。

2015年5月 : 第11回交渉会合を開催。

2015年7月 : 第12回交渉会合を開催。

2015年9月 : 第13回交渉会合を開催。

2. 「日コロンビアEPA共同研究報告書」の ポイント

○第3章 EPAの主要分野の分析

- ・ センシティブな品目に対する現実的かつ柔軟なアプローチがとられるべき。
- ・ 貿易の促進と国内の農水産業及び農山漁村の健全な発展を両立させることに妥当な配慮を払うことが重要であり、このため、農水産品に関するセンシビリティについて現実的かつ柔軟なアプローチがとられるべき。

○第5章 結論

- ・ EPAは、二国間の経済的な統合を更に促進。
- ・ できるだけ速やかに交渉を開始することを提言。

3. 今後の予定

次回(第14回)会合は、外交ルートを通じて調整中。

4. コロンビアと各国のFTA

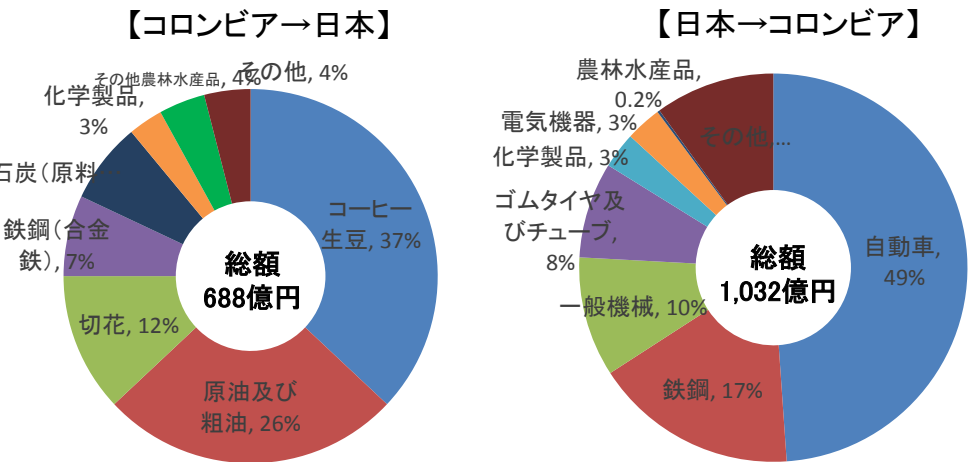
発効済: メキシコ、アンデス共同体(ペルー、エクアドル、ボリビア)、チリ、中米3カ国(エルサルバドル、ホンジュラス、グアテマラ)、EFTA、カナダ、米国、ベネズエラ、太平洋同盟(コロンビア、チリ、ペルー、メキシコ)、EU、韓国、コスタリカ

署名済: イスラエル、パナマ

交渉中: トルコ、日本

6(3) 我が国とコロンビアとの農林水産品貿易

日・コロンビア間の貿易状況 (2016)



コロンビアの対世界輸出状況 (2013)

品目名	輸出額 (百万ドル)	シェア(%)
コーヒー生豆	1,887	29.3
バナナ	716	11.1
砂糖菓子	314	4.9
コーヒーエキス	244	3.8
精製糖	242	3.8
農産品合計	6,449	100

コロンビアの主な農産品生産 (2013)

(単位：万トン)

品目	コロンビア	(参考) 日本
さとうきび	3,488	119
牛乳	648	751
バナナ	541	0
油やし	505	-
キャッサバ	249	-

資料：財務省「貿易統計」、FAO「FAOSTAT」

日本とコロンビアとの主な輸出入農林水産品(2016)

【コロンビア→日本】

	品 目	関税率	輸入額 (百万円)	輸入量 (千トン)
1	コーヒー生豆	無税	25,151	67.2
2	切花	無税	8,433	7.2
3	インスタントコーヒー	8.8%	801	0.4
4	コーヒー (煎ったもの)	10%※	518	0.5
5	生鮮・乾燥果実 (バナナ等)	7.2～20%※	335	2.5
輸入合計			36,686	

(注)※の付いた税率は特惠税率

【日本→コロンビア】

	品 目	関税率	輸出額 (百万円)
1	播種用の種	5%	134
2	ラノリン	10%	12
3	アルコール飲料	15%	3
4	さめ (生鮮・冷蔵・冷凍)	15%	2
5	木製品	無税	1
合 計			209

(注)ラノリン：羊毛の根本に付着した脂で、化粧品・医薬品などに使用

6(4) 日トルコEPAについて



1 これまでの経緯

2011年11月：G20サミットにおいて、エルドアン・トルコ首相が野田総理に対し、日トルコ間のEPA／FTA締結に向けての期待を表明。

2011年12月：訪日中のババジャン・トルコ副首相が玄葉外務大臣との会談で、日EU間のEPA協議に並行して、日トルコ間でもEPA／FTAの協議を行いたい旨発言。

2012年7月：第1回日トルコ貿易・投資閣僚会合（玄葉外務大臣、枝野経済産業大臣、チャーラヤン・トルコ経済大臣）において、日トルコEPA共同研究の立上げに合意。

2012年11月：トルコ・アンカラで共同研究第1回会合を開催。

2013年2月：東京で共同研究第2回会合を開催。

2013年7月：共同研究報告書を公表。

2014年1月：日トルコ首脳会談で、EPA交渉開始に合意。

2014年6月：スコーピング協議。

2014年12月：第1回交渉会合を開催。（於：東京）

2015年4月：第2回交渉会合を開催。（於：トルコ）

2015年9月：第3回交渉会合を開催。（於：東京）

2016年1月：第4回交渉会合を開催。（於：トルコ）

2016年6月：第5回交渉会合を開催。（於：東京）

2017年1月：第6回交渉会合を開催。（於：トルコ）

2017年9月：第7回交渉会合を開催。（於：東京）

4 トルコと各国のFTA

発効済：チリ、EFTA、エジプト、ジョージア、イスラエル、ヨルダン、マケドニア、韓国、マレーシアなど

交渉中：ウクライナ、コロンビア、メルコスール など

2 「日・トルコEPA共同研究報告書」のポイント

- **日EU・EPAとの関係**
両者は、トルコ・EU関税同盟を念頭に置きつつ、日EU・EPA交渉と並行して交渉を行うことが必要との認識を共有。
- **センシティブ品目の扱い**
関税の撤廃に関し、双方は特定の農産品、水産品等のセンシティブリティを強調。
- **結論**
特定の品目のセンシティブリティに留意しつつも包括的かつ高いレベルのEPAは両国に多大な利益をもたらし、経済関係を更に強化することを認識。両国がEPA交渉を開始することを提言。

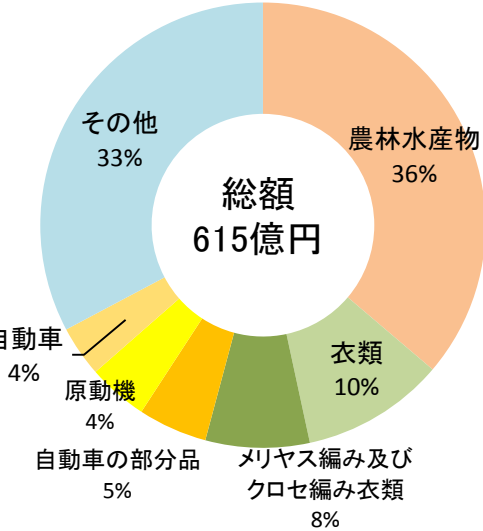
3 今後の予定

次回会合を調整中

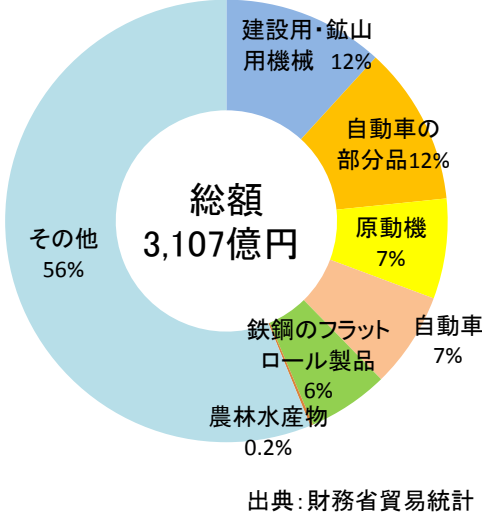
6(4) 我が国とトルコとの農林水産品貿易

日・トルコ間の貿易状況(2016)

【トルコ→日本】



【日本→トルコ】



出典：財務省貿易統計

トルコの対世界輸出状況(2013)

品目	輸出額 (百万ドル)	シェア (%)
ヘーゼルナッツ (殻を除いたもの)	1024	6.2
小麦粉	962	5.8
調製食料品	736	4.4
ナッツ調製品	675	4.1
ペストリー	661	4.0
農産品合計	16,556	100.0

トルコの主な農産品生産(2013)

(単位：万トン)

品目	トルコ	(参考) 日本
小麦	2,205	81
牛乳	1,666	751
てんさい	1,649	344
トマト	1,182	75
大麦	790	18

出典：FAOSTAT

日本とトルコとの主な輸出入農林水産品(2016)

【トルコ→日本】

	品 目	関税率(%)	輸入額(百万円)	輸入量
1	スパゲッティ	30円/kg	5,006	48千トン
2	かつお・まぐろ類 (生鮮・冷蔵・冷凍)	3.5%	4,444	1.8千トン
3	たばこ	無税～29.8%	3,821	1.5千トン
4	生鮮・乾燥果実※ (いちじく(乾燥)等)	無税～32%	2,199	5.3千トン
5	トマトピューレ・ ペースト	枠内無税・ 枠外16%	1,271	7.6千トン
	農林水産品合計		22,260	

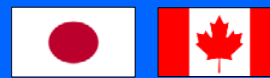
【日本→トルコ】

	品 目	関税率(%)	輸出額(百万円)
1	メントール	5.5%	421
2	配合調製飼料	無税～7.8%	134
3	播種用の種等	3.9～19.3%	24
4	ペプトン等	3.4%	11
5	植木等	3.9%、19.5%	10
	農林水産品合計		669

出典：財務省貿易統計

※ 特惠税率を含む

6(5) 日カナダEPAについて



1. 今までの経緯

- 2010年11月 : 日加首脳会談において、経済連携に前向きに対処することで意見が一致。
- 2011年3月
～2012年1月 : 日加EPAに関する共同研究会合を全4回開催。
- 2012年3月 : 共同研究報告書の公表。
- 2012年3月 : 日加首脳会談において、日加EPA交渉の開始に合意。
- 2012年7月 : 日加EPA交渉準備会合を開催。
- 2012年11月 : 第1回交渉会合を開催。
- 2013年4月 : 第2回交渉会合を開催。
- 2013年7月 : 第3回交渉会合を開催。
- 2013年11月 : 第4回交渉会合を開催。
- 2014年3月 : 第5回交渉会合を開催。
- 2014年7月 : 第6回交渉会合を開催。
- 2014年11月 : 第7回交渉会合を開催。

2. 「日加EPA共同研究報告書」のポイント

○第3章 EPAの主要分野の分析

- ・ 農林水産品の貿易促進と国内の農林水産業及び農山漁村の健全な発展を両立させることの重要性に十分配慮すべき。
- ・ 農林水産品に関するセンシティビティについて、現実的かつ柔軟性のあるアプローチが採られるべき。

○第5章 結論

- ・ 包括的で高いレベルのEPAは、二国間の経済関係の更なる強化に資する。
- ・ センシティビティが双方に存在することに留意。

3. 今後の予定

次回（第8回）会合は、外交ルートを通じて調整中。

4. カナダと各国のFTA

発効済: NAFTA(北米自由貿易協定:カナダ、メキシコ、アメリカ)、EFTA(欧州自由貿易連合:スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)、チリ、ペルー、コロンビア、韓国、ウクライナなど

署名済: TPP、EU

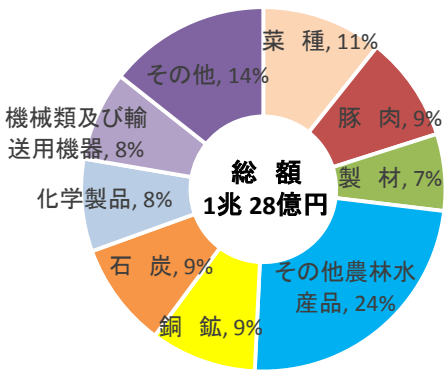
交渉中: カリブ共同体、FTAA(米州自由貿易圏)、中米4カ国、日本、シンガポール、インドなど

事前協議: メルコスール(アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ)、トルコ、フィリピン、タイなど

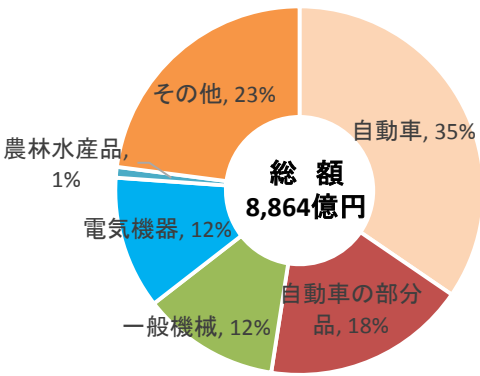
6(5) 我が国とカナダとの農林水産品貿易

日・カナダ間の貿易状況 (2016)

【カナダ→日本】



【日本→カナダ】



カナダの対世界農産品輸出状 (2013)

品目	輸出額 (百万ドル)	シェア (%)
小麦	6,549	14.6
菜種	4,199	9.3
豚肉	2,807	6.2
菜種油	2,755	6.1
大豆	1,896	4.2
農産品合計	44,982	100

カナダの主な農産品生産 (2013)

(単位: 万トン)		
品目	カナダ	(参考) 日本
小麦	3,752	81
菜種	1,795	0.2
とうもろこし	1,419	0.02
大麦	1,024	18
牛乳	839	751

出典: FAOSTAT

日本とカナダとの主な輸出入農林水産品 (2016)

【カナダ→日本】

(単位: 百万円)

	品目	関税率	輸入額(百万円)	輸入量
1	菜種	無税	107,433	2,249千トン
2	豚肉	差額関税、4.3%	93,998	179千トン
3	製材	無税～6%	68,387	1,938千m³
4	小麦	枠外: 55円/kg	49,831	1,799千トン
5	大豆	無税	24,392	340千トン
	合計		508,884	

【日本→カナダ】

(単位: 百万円)

	品目	関税率	輸出額
1	アルコール飲料	無税～35.2 ¢ /ℓ	646
2	ホタテ貝	無税、4%	629
3	ごま油	6%、11%	588
4	ソース混合調味料	8～11%	505
5	緑茶	無税	432
	合計		8,325

出典: 財務省貿易統計



- 平成14年7月から平成15年10月までの産学官共同研究会を経て、同年12月から政府間交渉を開始。平成16年11月の第6回交渉以降中断。平成20年6月、12月、平成21年7月及び12月に「日韓経済連携協定交渉再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議」を開催。平成22年5月の日韓首脳会談において、実務協議をハイレベルに格上げして行うことで一致し、これを受けて局長級事前協議を平成22年9月、平成23年5月に開催。
- 日韓の貿易バランスは、日本が大幅な輸出超過。農林水産物については、日本が大幅な輸入超過。主な輸入品はたばこ、アルコール飲料、かつお・まぐろ類、生鮮野菜等。韓国からの輸入金額の8.4%が農林水産物。

○ 日韓貿易バランス

(2016年) (億円)

	輸出	輸入	収支
総額	50,204	27,221	22,984
うち農林水産物	511	2,277	▲1,765

○ 貿易に占める農林水産物のシェア

(2016年) (%)

輸出額	輸入額	貿易額
1.0	8.4	3.6

注：貿易額は輸入額+輸出額

○ 我が国の韓国からの農林水産物輸入上位品目の輸入金額・関税率

(2016年) (億円)

1位	2位	3位	4位	5位
たばこ	アルコール飲料	かつお・まぐろ類	生鮮野菜 (ジャンボピーマン等)	加糖調製食料品 (甘味料等)
423	260	204	125	124
無税~16%(主に無税)	無税~16%, 42.4円/ℓ	3.5%	3-8.5%(主に3%)	23.8-29.8%(主に29.8%)

6位	7位	8位	9位	10位
その他の調製野菜 (キムチ等)	あわび	あさり	乾のり	かに調製品
53	51	41	39	34
9-13.4%(主に9%)	7%	7%	1.5円/枚	9.6%

- 平成18年4月に物品貿易及びサービス貿易の分野を対象としたF T A交渉を開始することに合意。平成18年9月に第1回会合を行い、平成19年1月に第2回会合を開催。
- 日G C Cの貿易バランスは、日本が大幅に輸入超過。農林水産物については、日本が輸出超過。主な輸入品はかに、生鮮野菜、いか等。G C Cからの輸入金額の0.05%が農林水産物。
- ※G C C加盟国：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦

○ 日G C C貿易バランス (2016年) (億円)

	輸出	輸入	収支
総額	21,247	58,719	▲37,472
うち農林水産物	92	28	64

○ 貿易に占める農林水産物のシェア (2016年) (%)

輸出額	輸入額	貿易額
0.4	0.05	0.15

注：貿易額は輸入額＋輸出額

○ 我が国のG C Cからの農林水産物輸入上位品目の輸入金額・関税率 (2016年) (億円)

1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
かに	生鮮野菜 (ささげ属 いんげんまめ 属のまめ等)	いか	えび	スパゲッティ
6.0	5.9	2.4	1.5	1.2
4%	3%	3.5%	1-2%	30円/kg
6 位	7 位	8 位	9 位	10 位
紅茶	チョコレート菓子	クッキー・ビスケット・クラッカー	生鮮・乾燥果実 (なつめやしの実)	植物性精油
0.9	0.2	0.2	0.1	0.1
12%	10%	15%	0%	0%

8 日シンガポールEPA 農林水産分野の内容

【2007年(H19) 9月改正議定書発効】

- 我が国が初めて締結したEPA。
- 平成14年1月に両国首脳により署名。同年11月に発効。
- 平成19年3月に改正議定書に署名。平成19年9月に発効。
- 農林水産物の関税については、関税の撤廃・削減の対象外、関税削減、一定期間を設定した段階的撤廃、即時撤廃とするなどの取扱いをしている。
- シンガポール側は、現行協定において、既に全品目について関税撤廃済。

シンガポールから日本への輸出

- 除外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、砂糖、パイナップル（缶詰等を含む）、でん粉、合板、かつお・まぐろ、水産IQ品目 等
- 段階的関税撤廃：
 - （15年間） オレンジ、ぶどう果汁 等
 - （5～10年間） ココア調製品（無糖）、野菜ジュース、ぶどう、プルーン果汁、カレー調製品 等
- 即時撤廃：アスパラガス、マンゴー、ドリアン、製材、えび 等

日本からシンガポールへの輸出

- 関税撤廃済：全品目

本協定に含まれる主な分野

- 原産地規則、税関手続、貿易取引文書の電子化、相互承認、サービスの貿易、投資、自然人の移動、知的所有権、政府調達、競争、科学技術、人材養成、貿易及び投資の促進、中小企業、放送、観光、紛争の回避及び解決等を含む包括的な協定。

*水産IQ: 水産物の輸入割当制度(輸入品目の数量又は金額を政府が制限する制度)

8 日メキシコEPA 農林水産分野の内容

【2012年(H24) 4月改正議定書発効】

- 平成16年9月に両国首脳により署名。平成17年4月に発効。
- 平成23年9月に改正議定書に署名。平成24年4月に発効。
- 我が国初の農林水産品分野の関税撤廃等を含む包括的EPA。
- 一方、メロン、なし、みかん等の我が国からの輸出関税品目について、メキシコ側の関税撤廃を実現。

メキシコから日本への輸出

- 除外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、でん粉、合板、くろまぐろ、さば 等
- 再協議：パインアップル、砂糖 等
- 関税割当・削減（主な品目）：
 - ・ 豚肉【割当数量】8.3万ト（8年目）→9万ト（10年目）
【枠内税率】従価税部分 2.2～4.3%
 - ・ 鶏肉【割当数量】8,600ト（8年目）→9,000ト（12年目）
【枠内税率】部位等に応じて3.6～12.7%
 - ・ 牛肉【割当数量】10,500ト（8年目）→15,000ト（11年目）
【枠内税率】部位等に応じて7.6～34.6%
 - ・ オレンジ生果【割当数量】4,100ト（8年目～12年目までの各年）
【枠内税率】6月～11月：7.4%→5%（8年目→12年目）
12月～5月：14.8%→10%（8年目→12年目）
 - ・ オレンジジュース【割当数量】6,800ト（8年目）→8,000ト（12年目）
【枠内税率】「9.5」～「13.4%又は10.34円/kg」（8年目）
「5.3」～「7.4%又は5.70円/kg」（12年目）
 - ・ アガベシロップ【割当数量】50ト（8年目）→90ト（12年目）
【枠内税率】25%又は12.50円/kg
- 段階的関税撤廃：（3～5年間）メロン（生鮮）、単板、うに（生鮮・冷蔵）等
- 即時撤廃：アスパラガス（生鮮）、かぼちゃ（生鮮）、丸太、えび 等

日本からメキシコへの輸出

- 即時撤廃： みかん※¹ 等
- 5年間で関税撤廃： メロン 等
- 7年間で関税撤廃： なし 等

本協定に含まれる主な分野

- サービス貿易、原産地規則、衛生植物検疫措置、強制規格・任意規格及び適合性評価手続、投資、政府調達、競争、ビジネス環境整備、協力等を含む包括的な協定。

※1: みかんは改正議定書で関税を即時撤廃

*関税割当：一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い関税を適用する仕組み

8 日マレーシアEPA 農林水産分野の内容

【2006年(H18) 7月発効】

- 平成17年12月に両国首脳により署名。平成18年7月に発効。
- 農林水産品の市場アクセスについては、マレーシアの関心品目にも最大限対応。
- 協力については、林業協力及び家畜飼料の開発や加工技術の向上等を支援。
- 一方、りんご、なし、柿等の我が国からの輸出関心品目について、マレーシア側関税の即時撤廃を実現。

マレーシアから日本への輸出

- 除外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、
パインアップル(缶詰等を含む)、でん粉、砂糖、水産IQ品目 等
- 再協議：合板、大豆油、ショートニング、さわら 等
- 関税割当(主な品目):
 - ・バナナ
【割当数量】1,000トン
【枠内税率】無税
- 関税削減：マーガリン 等
- 段階的関税撤廃:
 - (15年間) 卵黄、オレンジ、緑茶 等
 - (7～10年間) 乾燥たけのこ、グレープフルーツ 等
 - (5年間) にんにく、いか(くん製) 等
- 即時撤廃：えび、パーム油、合板以外の林産物、マンゴー 等

日本からマレーシアへの輸出

- 即時撤廃：りんご、なし、柿 等

本協定に含まれる主な分野

- 物品の貿易、原産地規則、税関手続、強制規格・任意規格及び適合性評価手続、衛生植物検疫措置、投資、サービスの貿易、知的財産、反競争的行為の規制、ビジネス環境の整備、協力等を含む包括的な協定。

*水産IQ: 水産物の輸入割当制度(輸入品目の数量又は金額を政府が制限する制度)

*関税割当: 一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い関税を適用する仕組み

【2007年(H19) 9月発効】

- 平成19年3月に署名。同年9月に発効。
- チリからの輸入が多いぎんざけ・ますの関税撤廃等、チリ側の関心に最大限対応。
- 一方、ながいも、柿、緑茶等の我が国からの輸出関税品目について、チリ側関税の即時撤廃を実現。

チリから日本への輸出

- 除外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、でん粉、砂糖、水産IQ品目 等
- 再協議：チーズ、オレンジ、合板、大西洋さけ、あわび 等
- 関税割当・削減（主な品目）：
 - ・ 豚肉 【割当数量】 3.2万トン→6万トン（5年目）
【枠内税率】 従価税部分半減（4.3%→2.2%）
 - ・ 牛肉 【割当数量】 1,300トン→4,000トン（5年目）
【枠内税率】 1・2年目 現行税率の10%削減
3～5年目 現行税率の20%削減
 - ・ 鶏肉 【割当数量】 3,500トン→5,500トン（5年目）
【枠内税率】 1・2年目 現行税率の10%削減
3～5年目 現行税率の28.5%削減
 - ・ トマトピューレ・ペースト 【割当数量】 3,700トン→5,000トン（5年目）
【枠内税率】 無税

- 段階的関税撤廃：（10年間）ぎんざけ・ます 等
※さけ・ます等の需給情報を交換するための水産物協議会を設置。

- 即時撤廃：アスパラガス（生鮮）、アボカド（生鮮） 等

日本からチリへの輸出

- 即時撤廃：ながいも、柿、緑茶 等

本協定に含まれる主な分野

- サービス貿易、原産地規則、衛生植物検疫措置、強制規格・任意規格及び適合性評価手続、投資、政府調達、知的財産権、競争、ビジネス環境整備等を含む包括的な協定。

*水産IQ:水産物の輸入割当制度（輸入品目の数量又は金額を政府が制限する制度）

*関税割当:一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い関税を適用する仕組み

8 日タイEPA 農林水産分野の内容

【2007年(H19)11月発効】

- 平成19年4月に両国首脳により署名。同年11月に発効。
- 農林水産品の市場アクセスについては、タイの関心品目にも最大限対応。
- タイ側の最大の要望であった食品衛生水準の向上や両国農協間の連携強化に対応。
- 一方、りんご、なし、ももなどの我が国からの輸出関心品目について、タイ側関税の即時撤廃を実現。

タイから日本への輸出

- 除外: 米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、水産IQ品目 等
- 関税割当・削減(主な品目):
 - ・豚肉調製品
 - 【割当数量】1,200トン
 - 【枠内税率】16%
 - ・鶏肉
 - 鶏肉(骨なし) 5年間で11.9%→8.5%
 - 鶏肉調製品 5年間で6.0%→3.0%
 - ・バナナ(生鮮)
 - 【割当数量】4,000トン(1年目)→8,000トン(5年目)
 - 【枠内税率】枠内無税
 - ・パインアップル(重量の小さいもの)
 - 【割当数量】100トン(1年目)→300トン(5年目)
 - 【枠内税率】枠内無税
 - ・糖みつ
 - 【割当数量】4,000トン(3年目)→5,000トン(4年目)
 - 【枠内税率】7.65円/kg
 - ・でん粉誘導体(化工でん粉の一種、食品の増粘剤等に使用)
 - 【割当数量】20万トン
 - 【枠内税率】枠内無税
- 段階的関税撤廃:
 - (7~10年間) もも、りんご、マヨネーズ、ソース 等
 - (5年間) かつお・まぐろ調製品、ねぎ、くらげ(乾燥・塩蔵) 等
- 即時撤廃: えび・えび調製品、アスパラガス、マンゴー 等

日本からタイへの輸出

- 即時撤廃: りんご、なし、もも 等

本協定に含まれる主な分野

- 物品の貿易、原産地規則、税関手続、貿易取引文書の電子化、相互承認、サービスの貿易、投資、自然人の移動、知的財産、政府調達、競争、協力等を含む包括的な協定。

*水産IQ: 水産物の輸入割当制度(輸入品目の数量又は金額を政府が制限する制度)

*関税割当: 一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い関税を適用する仕組み

8 日ブルネイEPA 農林水産分野の内容

【2008年(H20) 7月発効】

- 平成19年6月に両国首脳により署名。平成20年7月に発効。
- 市場アクセスについては、マンゴー、えび等について即時撤廃に応じるなど、ブルネイ側の関心に最大限対応。
- 一方、我が国からの輸出関心品目である緑茶について、ブルネイ側の関税撤廃を実現。
(りんご、いちご等、他の輸出関心品目については、既に実行上無税。)

ブルネイから日本への輸出

- 除外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、でん粉、
 パインアップル（缶詰等を含む）、砂糖、
 水産IQ品目 等
- 再協議：大豆油、合板 等
- 段階的関税撤廃：
 (15年間) ぶどう果汁 等
 (5～10年間) ぶどう、野菜ジュース、プルーン果汁、
 カレー調製品 等
- 即時撤廃：マンゴー、えび、ドリアン、アスパラガス 等

日本からブルネイへの輸出

- 即時撤廃：緑茶 等

(既に実行上無税：りんご、いちご 等)

本協定に含まれる主な分野

- 物品の貿易、原産地規則、税関手続、投資、
 サービスの貿易、エネルギー、ビジネス環境の
 整備、協力等を含む包括的な協定。

*水産IQ: 水産物の輸入割当制度(輸入品目の数量又は
金額を政府が制限する制度)

8 日インドネシアEPA 農林水産分野の内容

【2008年(H20) 7月発効】

- 平成19年8月に署名。平成20年7月に発効。
- 農林水産品の市場アクセスについては、インドネシアの関心品目にも最大限対応。
- インドネシアにおける農林漁業者の生活向上にも寄与するため、農林水産業協力を促進。
- 一方、ぶどう、りんご、柿など我が国からの輸出関心品目について、インドネシア側の関税撤廃を実現。

インドネシアから日本への輸出

- 除外: 米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、でん粉、砂糖、水産IQ品目 等
- 再協議: 合板、かつお・まぐろ 等
- 関税割当・削減(主な品目):
 - ・バナナ(生鮮)
【割当数量】1,000トン
【枠内税率】枠内無税
 - ・パインアップル(重量の小さいもの)
【割当数量】100トン(1年目)→300トン(5年目)
【枠内税率】枠内無税
 - ・ソルビトール
【割当数量】25,000トン
【枠内税率】3.4%
【枠外税率】7年間で17%→12%
- 段階的関税撤廃:
(3～7年間) ココア、コーヒー、茶製品(砂糖、ミルクを含まないもの)の一部 等
- 即時撤廃: えび・えび調製品、マンゴー、パパイア 等

日本からインドネシアへの輸出

- 即時撤廃: ぶどう、りんご、柿 等

本協定に含まれる主な分野

- 物品の貿易、原産地規則、税関手続、投資、サービスの貿易、自然人の移動、エネルギー及び鉱物資源、知的財産、政府調達、競争、ビジネス環境整備、協力等を含む包括的な協定。

*水産IQ: 水産物の輸入割当制度(輸入品目の数量又は金額を政府が制限する制度)

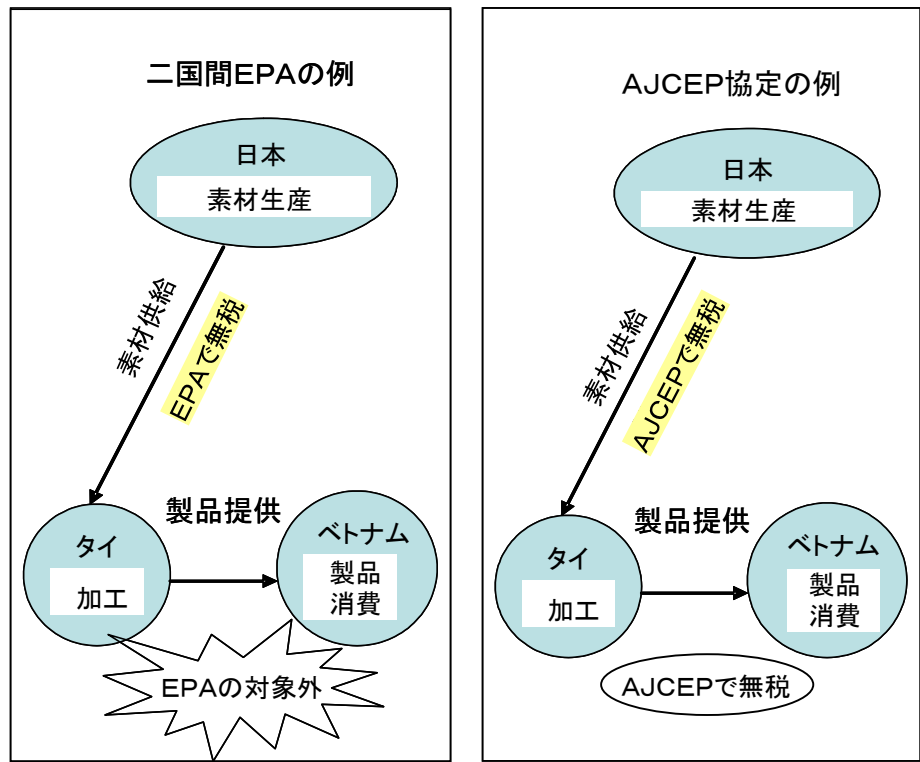
*関税割当: 一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い関税を適用する仕組み

8 日アセアン包括的経済連携(AJCEP)協定 農林水産分野の内容

【物品貿易等は2008年(H20)12月発効】

- 物品貿易等については、平成20年4月に署名。同年12月に発効。サービス章・投資章については、平成22年10月から交渉を開始し、平成25年12月にルール部分が実質合意。サービス分野の市場アクセスは、平成27年11月に交渉終了。サービス章・投資章の発効に向けて、残された技術的論点を現在調整中。
- 本協定は、日本とアセアン10カ国を対象とする地域全体のEPA。
- 本協定では、日本とアセアン各国との二国間貿易のみならず、日アセアン諸国間の三角貿易等も自由化の対象とされるため、地域全体の貿易の促進に貢献。

AJCEP協定のメリット



アセアン各国から日本への輸出

- 除外等、関税撤廃・削減の対象外： 米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、砂糖・加糖調製品、でん粉、パインアップル（缶詰等を含む）、合板（熱帯産木材のうち関税が10%のもの、熱帯産木材以外のもの）、かつお・まぐろ、水産IQ品目 等
- 関税割当・削減： 鶏肉調製品、合板（熱帯産木材のうち関税が6%及び8.5%のもの） 等
- 段階的関税撤廃：（10年以内） 塩蔵なす、カレー調製品、くらげ 等
- 即時撤廃： ドリアン、えび・えび調製品 等

日本からアセアン各国への輸出

- 関税撤廃： なし、もも、ぶどう、りんご、ながいも 等

*水産IQ: 水産物の輸入割当制度(輸入品目の数量又は金額を政府が制限する制度)

8 日フィリピンEPA 農林水産分野の内容

【2008年(H20)12月発効】

- 平成18年9月に両国首脳により署名。平成20年12月に発効。
- フィリピンにおける農林漁業者の生活向上にも寄与するため、主に小規模農家が生産する小さいバナナやパイナップル等について市場アクセスを改善。
- 一方、ぶどう、りんご、なし等の我が国からの輸出関心品目について、フィリピン側関税の即時撤廃を実現。

フィリピンから日本への輸出

- 除外：米麦、米麦調製品、指定乳製品、サゴでん粉、水産IQ品目 等
- 関税割当・削減(主な品目)：
 - ・鶏肉(骨付きもも肉を除く)
【割当数量】3,000トン(1年目)→7,000トン(5年目)
【枠内税率】11.9%→8.5%
 - ・パイナップル(重量の小さいもの：生鮮)
【割当数量】1,000トン(1年目)→1,800トン(5年目)
【枠内税率】枠内無税
 - ・砂糖(糖みつ)
【割当数量】2,000トン(3年目)→3,000トン(4年目)
【枠内税率】現行税率の50%削減
 - ・砂糖(マスコバド糖(小売用))
【割当数量】300トン(3年目)→400トン(4年目)
【枠内税率】現行税率の50%削減
 - ・バナナ(その他)
【枠内税率】4～9月：10%→8%、10月～3月：20%→18%
- 段階的関税撤廃：
 - (15年間) オレンジ 等
 - (7～10年間) バナナ(小さい種類のもの)、グレープフルーツ、
煎ったコーヒー、カキ(牡蠣)、ひじき 等
 - (3～5年間) かつお、きはだまぐろ、にんにく、もも、うに 等
- 即時撤廃：アスパラガス、オクラ、マンゴー、ドリアン、七面鳥肉、
あひる肉、えび 等

日本からフィリピンへの輸出

- 即時撤廃：ぶどう、りんご、なし 等

本協定に含まれる主な分野

- 原産地規則、税関手続、貿易取引文書の電子化、相互承認、サービス貿易、投資、自然人の移動、知的財産、政府調達、競争、ビジネス環境の整備、協力、紛争の回避及び解決等を含む包括的な協定。

*水産IQ：水産物の輸入割当制度(輸入品目の数量又は金額を政府が制限する制度)

*関税割当：一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い税率を適用する仕組み

【2009年(H21) 9月発効】

- 平成21年2月に署名。同年9月に発効。
- スイス側の輸出関心品目については、WTO農業交渉におけるG10メンバーとしての関係に鑑み、我が国農林水産業等へ悪影響を及ぼさない範囲で一定の配慮を行った。
- 一方、盆栽、長いも、メロン、干し柿、味噌等の我が国の輸出関心品目について、スイス側関税の即時撤廃等を実現。

スイスから日本への輸出

- 除外：
米麦、米麦調製品、乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、雑豆、落花生、大豆油、菜種油、砂糖、でん粉、パインアップル、水産IQ品目 等
- 関税割当・削減(主な品目):
 - ・ナチュラルチーズのうちスイス特産のもの
【割当数量】600トン(1年目)→1,000トン(11年目)
【枠内税率】5年間で29.8%→14.9%
 - ・チョコレート
【割当数量】1,500トン
【枠内税率】現行税率の20%削減
- 段階的関税撤廃:
 - (10年間) きゅうり(塩蔵)、乾燥いちじく、あんず調製品 等
 - (3年間) 煎ったコーヒー
- 即時撤廃:
インスタントコーヒー、アロマオイル、食品添加物(ペクチン等)、木工品、えび 等

日本からスイスへの輸出

- 即時撤廃:
盆栽、ながいも、メロン、干し柿、味噌等

本協定に含まれる主な分野

- 原産地規則、投資、サービス貿易、知的財産、自然人の移動、税関手続、電子商取引、競争、経済関係緊密化を含む包括的な協定。

*水産IQ: 水産物の輸入割当制度(輸入品目の数量又は金額を政府が制限する制度)

*関税割当: 一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い関税を適用する仕組み

8 日ベトナムEPA 農林水産分野の内容

【2009年(H21)10月発効】

- 平成20年12月に署名。平成21年10月に発効。
- 農林水産品の市場アクセスについては、ベトナムの関心品目にも最大限対応。
- ベトナムにおける農林漁業者の生活向上にも寄与するため、農林水産業協力を促進。
- 一方、切り花、りんご、なし、みかん等の我が国からの輸出関心品目について、ベトナム側の関税撤廃を実現。

ベトナムから日本への輸出

- 除外: 米麦、米麦調製品、指定乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、雑豆、落花生、パインアップル缶詰、砂糖、でん粉、水産IQ品目 等
- 関税割当・削減(主な品目):
 - ・天然はちみつ
【割当数量】100ト(1年目)→150ト(11年目)
【枠内税率】現行税率の50%削減
 - ・トマトソース 5年間で17.0%→8.5%
- 段階的関税撤廃:
 - (15年間) 煎ったコーヒー、緑茶 等
 - (7～10年間) スイートコーン、カレー調製品、パーティクルボード、繊維板 等
 - (5年間) ほうれん草(冷凍)、たこ(冷凍)、たちうお(冷凍) 等
- 即時撤廃: えび・えび調製品、ドリアン、オクラ、丸太、製材 等

日本からベトナムへの輸出

- 即時撤廃: 切り花 等
- 10年間で関税撤廃: りんご、なし、みかん 等

本協定に含まれる主な分野

- 物品の貿易、原産地規則、税関手続、衛生植物検疫措置、強制規格、任意規格及び適合性評価手続き、サービスの貿易、自然人の移動、知的財産、競争、ビジネス環境整備、協力等を含む包括的な協定。

*水産IQ: 水産物の輸入割当制度(輸入品目の数量又は金額を政府が制限する制度)

*関税割当: 一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い関税を適用する仕組み

【2011年(H23) 8月発効】

- 平成23年2月に署名。同年8月に発効。
- 米麦、米麦調製品等を除外するなどし、我が国の農業・農村の振興等を損なわない内容で合意。
- 盆栽、ながいも、桃等の我が国の輸出関心品目については、インド側の関税撤廃を実現。

インドから日本への輸出

- 除外:
米麦、米麦調製品、乳製品、牛肉、豚肉、鶏肉、雑豆、砂糖、でん粉、合板、かつお・まぐろ、水産IQ品目 等
- 段階的関税撤廃:
(10年間) カレー、紅茶(3kg超・飲用)、単板、集成材、えび調製品、くらげ等
(7年間) とうがらし(生鮮)、スイートコーン、たこ(冷凍) 等
- 即時撤廃:
ドリアン、セロリ、アスパラガス、製材、えび 等

日本からインドへの輸出

- 5年間で関税撤廃:
盆栽
- 10年間で関税撤廃:
ながいも、桃、いちご、柿等

本協定に含まれる主な分野

- サービス貿易、自然人の移動、知的財産、TBT(強制規格、任意規格及び適合性評価手続き)及びSPS(衛生植物検疫措置)、協力等を含む包括的な協定。

*水産IQ: 水産物の輸入割当制度(輸入品目の数量又は金額を政府が制限する制度)

8 日ペルーEPA 農林水産分野の内容

【2012年(H24) 3月発効】

- 平成23年5月に署名。平成24年3月に発効。
- 米麦、米麦調製品、乳製品等を除外するなど、我が国の農業・農村の振興等を損なわない内容で合意。
- 柿、なし、ながいも、緑茶等の我が国の輸出関心品目については、ペルー側から関税撤廃を実現。

ペルーから日本への輸出

- 除外：米麦、米麦調製品、乳製品、牛肉、雑豆、砂糖、でん粉、落花生、合板、するめいか、ほたてがい、さば、あじ 等
- 関税割当・削減(主な品目):
 - ・豚肉
 - 【割当数量】1,000トン(1年目)→5,000トン(5年目)
 - 【枠内税率】従価税部分半減(4.3%→2.2%)
 - ・鶏肉・鶏肉調製品
 - 【割当数量】3,500トン(1年目)→5,500トン(5年目)
 - 【枠内税率】3.6-19.1%
 - ・とうもろこし(菓子用・飲料用)※1
 - 【割当数量】(菓子用)1,500トン(1年目)→6,500トン(5年目)
 - (飲料用) 500トン(1年目)→4,000トン(5年目)
 - 【枠内税率】無税
- 段階的関税撤廃:
 - (15年間) 緑茶 等
 - (10年間) バナナ(生鮮)、単板、アメリカおおあかい等
 - (7年間) その他植物性油脂(インチ油※2に限る) 等
 - (3年間) たこ 等
- 即時撤廃：アスパラガス(生鮮)、丸太、製材、えび、魚油 等

日本からペルーへの輸出

- 5年間で関税撤廃：柿 等
- 7年間で関税撤廃：なし、ながいも 等
- 15年間で関税撤廃：緑茶 等

本協定に含まれる主な分野

- サービス貿易、原産地規則、衛生植物検疫措置、強制規格・任意規格及び適合性評価手続、政府調達、知的財産権、競争、ビジネス環境整備、協力等を含む包括的な協定。

※1 ジャイアントコーン・紫コーン(ペルーの特産品)

※2 サチャインチ(ペルーの特産品)の種から得た油

*関税割当：一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い関税を適用する仕組み

8 日豪EPA 農林水産分野の内容

【2015年(H27) 1月発効】

- 平成26年7月に両国首脳により署名。平成27年1月に発効。
- 米については除外、食糧用小麦、脱脂粉乳・バター、一般粗糖・精製糖については将来の見直し、チーズ等については関税割当の設定、牛肉については冷凍・冷蔵で関税率の差を設けるとともに効果的なセーフガードを設定するなど、我が国農林水産業の存立及び健全な発展と両立し得る内容で合意。
- 我が国のEPAとして初めて食料の安定供給に資する「食料供給章」を設置。

豪州から日本への輸出

- 除外：米、米粉、小麦粉、たら、貝柱、ミルク・クリーム(非濃縮等)、ホエイ、鶏卵、雑豆、パイナップル 等
- 再協議：小麦、めばちまぐろ、粉ミルク、バター、分蜜糖、合板 等
- 関税割当 (主な品目)：
 - ・ 牛くず肉 【割当数量】 17,000トン(1年目) → 21,000トン(11年目以降)
【枠内税率】 7.6%, 12.7%, 30%, 96.9円/kg
 - ・ 牛肉調製品 【割当数量】 5,300トン(1年目) → 8,300トン(11年目以降)
【枠内税率】 8%, 17%, 20%, 30%, 30.6%, 36%
 - ・ ナチュラルチーズ (枠内税率は共に無税)
 - フーズチーズ用 【割当数量】 4,000トン(1年目) → 20,000トン(21年目以降)
 - シュレッドチーズ用 【割当数量】 1,000トン(1年目) → 5,000トン(11年目以降)
 - ・ 麦芽 【割当数量】 8,600トン(1年目) → 86,000トン(11年目以降)
【枠内税率】 無税
- 関税削減：生体牛、牛肉、いわし、いか、マーガリン、甘しや糖 等
- 段階的関税撤廃：(15年間) マンダリン、加糖均質調製果実 等
(10年間) ます、みなみまぐろ、りんご、小麦グルテン 等
(7年間) ひまわり油、ココア粉、グレーツフルーツジュース 等
(5年間) 玉ねぎ、冷凍いちご、くるみ、グレープフルーツ 等
(3年間) うに(冷凍)、いちご、焙煎コーヒー 等
- 即時撤廃：生鮮野菜(一部品目を除く)、きはだまぐろ、えび、木材 等

日本から豪州への輸出

- 全ての品目につき即時撤廃

本協定に含まれる主な分野

- サービス貿易、原産地規則、衛生植物検疫措置、強制規格・任意規格及び適合性評価手続、食料供給、エネルギー及び鉱物資源、政府調達、知的財産、投資、経済関係の緊密化等を含む包括的な協定。

*関税割当：一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い関税を適用する仕組み

8 日蒙EPA 農林水産分野の内容

【2016年(H28) 6月発効】

- 平成27年2月に両国首脳により署名。平成28年6月に発効。
- モンゴルにとって初の経済連携協定。

モンゴルから日本への輸出

- 除外: 米麦、砂糖、豚肉、牛肉(一部を除く)、
でん粉(ばれいしょでん粉除く)、乳製品(一部を除く)、水産 I Q 品目 等
- 再協議: フレッシュチーズ、プロセスチーズ、ばれいしょでん粉 等
- 関税割当・削減(主な品目):
 - ・牛肉調製品(一部を除く)
【割当数量】60トン(1年目)→200トン(6年目)
【枠内税率】枠外税率の2割削減
 - ・その他のチーズ(熟成チーズ)、カードリンク(乳飲料の一種)
【割当数量】1トン
【枠内税率】無税
- 即時撤廃: 果実関連品目の一部 等

日本からモンゴルへの輸出

- 即時撤廃: 切り花、りんご、なし、もも、
みかん 等
- 5年間で関税撤廃: いちご(冷凍を除く)、
食酢、味噌 等
- 10年間で関税撤廃: 醤油 等

本協定に含まれる主な分野

- 物品一般ルール、原産地規則、税関手続及び貿易円滑化、衛生植物検疫措置、強制規格、任意規格及び適合性評価手続、サービス貿易、自然人の移動、電子商取引、投資、競争、知的財産、ビジネス環境整備、協力等のルールを盛り込んだ包括的な協定。

*水産IQ: 水産物の輸入割当制度(輸入品目の数量又は金額を政府が制限する制度)

*関税割当: 一定数量内の輸入品に限り、無税又は低税率の関税で輸入し、一定数量を超える輸入分については高い関税を適用する仕組み